

議案第107号

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市授業料等徴収条例（平成13年さいたま市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																	
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の高等学校の授業料、入学料及び入学選考手数料並びにさいたま市立浦和中学校（第3条において「中学校」という。）の入学選考手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（授業料）</p> <p>第2条 高等学校の授業料は、徴収しない。ただし、<u>授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の高等学校の授業料、入学料及び入学選考手数料並びにさいたま市立浦和中学校（次条において「中学校」という。）の入学選考手数料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（授業料等の額）</p> <p>第2条 授業料等の額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高等学校</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">授業料</td> <td style="text-align: center;">市内生（市内に居住している者をいう。以下同じ。）</td> <td style="text-align: right;">年額 118,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市外生（市内生以外の者をいう。以下同じ。）</td> <td style="text-align: right;">年額 180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入学料</td> <td style="text-align: center;">市内生</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">5,650円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市外生</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">73,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">入学選考手数料</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">2,200円</td> </tr> </table>	高等学校	授業料	市内生（市内に居住している者をいう。以下同じ。）	年額 118,800円	市外生（市内生以外の者をいう。以下同じ。）	年額 180,000円	入学料	市内生	5,650円		市外生	73,000円		入学選考手数料		2,200円	
高等学校	授業料			市内生（市内に居住している者をいう。以下同じ。）	年額 118,800円													
		市外生（市内生以外の者をいう。以下同じ。）	年額 180,000円															
入学料	市内生	5,650円																
	市外生	73,000円																
入学選考手数料		2,200円																

中学校	入学選考手数料	2,200円
-----	---------	--------

2 前項ただし書の規定により徴収する授業料の額は、年額11万8,800円とする。

(入学料及び入学選考手数料)

第3条 高等学校については、入学料及び入学選考手数料を徴収する。

2 中学校については、入学選考手数料を徴収する。

3 第1項の入学料及び前2項の入学選考手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。

高等学校	入学料	市内生(市内に居住している生徒をいう。)	5,650円
		市外生(市内生以外の生徒をいう。)	73,000円
		入学選考手数料	2,200円
中学校		入学選考手数料	2,200円

第4条 [略]

(休学等の場合の授業料の額)

第5条 [略]

2・3 [略]

(授業料等の不還付)

第6条 既納の授業料、入学料及び入学選考手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条 [略]

(授業料又は入学料の督促)

第8条 市長は、授業料又は入学料を滞納した者がいる場合において、その納期限後1月を経過しても納付しないときは、督促状を発しなければならない。

第3条 [略]

(休学等の場合の授業料の額)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 学年の途中において市内生から市外生となり、又は市外生から市内生となった場合の異動後の授業料の額は、当該異動後の市内生又は市外生に係る月額相当授業料に当該異動のあった日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当該年度の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

(授業料等の不還付)

第5条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条 [略]

(授業料又は入学料の督促)

第7条 授業料又は入学料を滞納した者がいる場合において、その納期限後1月を経過しても納付しないときは、督促状を発しなければならない。

第9条 [略]

第8条 [略]

第10条 [略]

第9条 [略]

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

### ( 適用 )

2 この条例による改正後のさいたま市授業料等徴収条例第2条第1項本文の規定は、平成22年4月1日以後の授業料について適用する。